

ればならないと規定されている。

公用車の不正使用や燃料の不正給油についての疑義が生じることがないよう、公用車管理者は、日頃から運転報告書に記載の走行キロ数と実車両の走行距離メーターの表示数とを、また、運転報告書に記載の給油量、給油日及び運転者名と給油伝票の給油情報とを突合することにより確認するなど、提出された運転報告書に記載されている情報の正確さを担保するよう努められたい。

都市整備部

公園緑地課

【意見】

公園整備工事において、見積り合わせ通知書受領票に、見積り合わせに参加する業者名が全者記載されており、通知書を受け取りに来た業者が他の参加業者を把握できる状態になっていた。

このような状態では業者同士で見積金額の調整が行われるおそれがあるため、受領票に他の参加業者名を記載しないようにされたい。

住宅課

市営住宅の同一棟内における共用部床の修繕について、階やエリアごとに、各々予定価格 20 万円以上 50 万円未満の修繕 6 件を、約 3 週間の間に、同一業者と地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 1 号による随意契約で実施していた。

これらの修繕について、添付されている写真を見る限り、別々に発注する必要性はないと判断される。

また、市営住宅の同一の空き部屋等における浴室、照明、畳、便所、床等の各設備の修繕を、各々 20 万円を超えない程度の契約金額で同一業者と別々に随意契約で実施している事例が多数あった。中には、合計すると 200 万円を超えるものも見受けられた。

これらの修繕について、書類上、施工日は別々になっているが、添付されている写真を見ると、時系列に矛盾があり、同時に施工したと判断される。

これらは、競争入札を避けるための分割発注と思われるので、厳に慎まれたい。

(企業局)

経営部

企業財務課

【報告】

公営企業会計システムプロトタイプ開発業務委託（以下「開発業務委託」という。）及び公営企業会計システムプロトタイプ導入委託（以下「導入委託」という。）の一連の委託契約（以下「本件契約」という。）について、以下のような事実関係が見受けられた。

開発業務委託は、県域水道一体化の動きに合わせて、現在、各市町村でそれぞれ使われている公営企業会計システムとそのデータを統合するため、プロトタイプ^(注)としてのソフト開発を行うことを目的として、令和2年4月9日に県内業者に委託された。

業者選定にあたっては、予定価格が20万円以上50万円以下のため、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項第1号により随意契約しており、契約時の見積書については1者のみ徴されていた。

業者選定理由としては、Webシステムの開発実績が豊富であることや、プロトタイプの開発であるため、県内に開発拠点があり、開発プロセスを通じて十分な議論ができることを挙げている。

一方、導入委託は、開発業務委託での業者の技量を確認した上で、本格的に開発・導入を進めるよう委託したものである。開発業務委託で初期メニュー画面、伝票検索及び作成画面等の開発を行っており、その関連で残りの業務を完成させる目的で、開発時間の短縮や費用の削減ができることから競争入札に付することが不利と認められることを理由に、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号により令和2年9月8日に同一業者と随意契約を締結していた。

以上が、今回の定期監査の過程で把握した事実であるが、令和3年3月12日に本件契約に関する住民監査請求が提出されたため、定期監査結果については住民監査請求監査に委ねることとする。

(注) プロトタイプとは、実際の稼働までに問題点の洗い出しや動作の検証、確認を行い、改良を加えることで完成させるための試作版のこと。

事業部

水道計画課

水道管破裂修繕工事に伴う事故原因者負担金の未収金において、催告は行われていたものの督促は行われていなかった。

督促は、時効の更新の効力を有する重要な行為であることから、奈良市債権管理条例（平成25年奈良市条例第11号）第6条及び奈良市債権管理条例施行規則（平成25年奈良市規則第27号）第3条の規定に基づき漏れなく行

い、適正に債権管理を行われたい。

水道計画課 送配水管理センター（水質管理室を含む。）

【意見】

水道管破裂修繕工事に伴う事故原因者負担金の未収金において、消滅時効を理由に不納欠損処分を行っているが、債権放棄せずに簿外で管理している私債権が、水道計画課で 196 件 4,995,277 円、送配水管理センターで 1 件 12,104 円あった。また、給水装置修繕料金の未収金においても、簿外で管理している私債権が水道計画課で 28 件 273,115 円あった。

不納欠損処分は、既に調定された歳入が徴収しえなくなったことを表示するもので、決算に反映される会計上の取扱いであるが、私債権の場合、単に消滅時効を迎えただけでは不納欠損処分はできず、時効の援用あるいは債権放棄の手続を経なければならないことから、現状の取扱いは不適切である。

また、現状の簿外債権を管理し続けることにより、以下のような問題が生じるおそれがあり、現在の状況は不適切といえる。

ア 管理コストが発生する。

イ 不納欠損処分を行っていない未収金については決算上公開されている。一方、簿外債権については決算上公開されておらず、不正又は誤びゅうを防止するための内部けん制が働きにくい。

ウ 未収金の収納について、不正又は誤びゅうがあった場合、上記の理由から、事実が顕在化しにくく、原因究明に時間を要する。

エ 決算上の未収金残高と簿外債権を含む未収金残高の総額である実態とがかい離する。このことにより、内部統制上の不備が存在し、決算報告の信頼性が損なわれるという重大な問題が発生する。

これらのことを踏まえ、回収の可能性が極めて低いのであれば、今後は債権放棄の手続を行った上で不納欠損処分の意思決定を諮り、また、奈良市債権管理条例（平成 25 年奈良市条例第 11 号）第 11 条の規定に基づき、現在管理している簿外債権の債権放棄を行うことも含め、当該債権の管理のあり方について適切に判断されたい。

送配水管理センター（水質管理室を含む。）

平城西配水池更新工事（平成 30 年度から令和 2 年度までの 3 か年継続事業）において、平成 30 年度及び令和元年度の工事の出来高に応じた部分払

金の算定方法に誤りがあり、本来より少なく支払っていた。

この要因は、平成 30 年度分については、前払金を支払っている場合、工事請負契約書第 41 条第 2 項の規定により、出来高金額の 9 割(注)から出来高金額に前払率を乗じた額を控除して得られた額を基に部分払金が算定されるが、出来高金額の 9 割から、誤って前払金の全額を控除していたことによるものであった。また、令和元年度分については、平成 30 年度から令和元年度への逡次繰越額を令和元年度分の支払限度額として考慮していなかったことによるものであった。

部分払金は、工事請負契約書の規定及び予算措置の状況に基づき適正に算定し、支払われたい。

(注) 工事は全部の履行が完了して初めて契約の目的が達成されるものであり、当該出来高部分が完了しても工事の一部ができあがったに過ぎず、契約の目的としては未だ達成されていないため支払の 1 割を留保するもの。

奈良市監査委員告示第 4 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和 3 年 3 月 31 日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
 同 中 本 勝
 同 山 本 憲 宥
 同 伊 藤 剛

指令課

監査結果公表日 令和 2 年 12 月 28 日（奈良市監査委員告示第 16 号）

措置結果通知日 令和 3 年 3 月 15 日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>奈良市・生駒市高機能消防指令センター保守業務委託について、関係書類を査閲したところ、受注者とは異なる業者がサポート体制に組み込まれていたが、書面による再委託の承諾行為が行われていなかった。</p> <p>再委託について、契約書第 14 条第 2 項に、あらかじめ発注者に書面による承諾を得た場合は、受注者が第三者に再委託させることができる旨規定されているため、契約書に基づき書面により承諾行為を行われたい。</p>	<p>奈良市・生駒市高機能消防指令センター保守業務委託における再委託の承諾行為については、同契約書第 14 条第 2 項に基づき、再委託（変更等）承諾申請書の提出を受け、審査した結果、妥当であるとの判断をしたため、書面による承諾行為を実施しました。</p> <p>今後、同様の事例があった場合には、契約時点で適切に事務処理を行います。</p>

保護課（旧保護第一課（くらしと仕事支援室を含む。）、保護第二課）

監査結果公表日 平成 30 年 6 月 29 日（奈良市監査委員告示第 10 号）

措置結果通知日 令和 3 年 3 月 18 日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>民生金庫貸付金の関係書類を査閲したところ、次のような状況であった。</p> <p>「奈良市民生金庫」は、奈良市民生委員児童委員協議会によって奈良市民生金庫運営規則（昭和 43 年 4 月 1 日施行）が制定されており、</p>	<p>「奈良市民生金庫」の貸付業務の執行について、平成 30 年 11 月 15 日に民生児童委員協議会連合会、市社会福祉協議会及び市福祉事務所の三者で協定を取り交わし、市社会福祉協議会が貸付金の管理及び取扱いを行うこととなり、</p>

生活保護受給者に生活困窮時の緊急資金として、原則1回につき2万円を上限とし、5か月間を限度に現金の貸付を行っている。「奈良市民生金庫」における業務は、過去に奈良市社会福祉事務所が、奈良市民生委員児童委員協議会から委任を受けたと推測され、それに伴い現在に至るまで、保護課職員が受付から貸付までの業務全般を行っている。しかし、根拠となる委任文書等は保存されておらず、市の職員が業務を行うことになった経緯は確認できなかった。貸付資金は、民生委員児童委員からの寄付金と、近年は毎年度200万円の市からの貸付金とが原資となっている。市は年度当初に「奈良市民生金庫」に200万円を貸付け、年度末に全額返還され、次年度に再度200万円を貸付ける流れである。しかし、実質は新年度に市が貸付ける200万円をもって、前年度分の市への返還を行っていた。資金は「奈良市民生金庫」の通帳により管理されているが、キャッシュカードによっても職員が入出金を行っており、手元に現金をプールしていた。監査時現在の残高確認を行ったところ、通帳残高と申請書等関係書類から計上した残高とが一致しなかった。申請書等関係書類については、貸付時において上司等による貸付内容の確認及び審査は行われておらず、形式上の決裁がとられているだけであった上、貸付金回収時となると担当者以外の職員による確認等の内部けん制が機能していなかった。事実上全ての業務を担当者一人で行っている状態であった。さらに、貸付額や回収状況を把握するための個票的な管理体制も、過去から整っていない。

「奈良市民生金庫」の貸付業務を保護課職員が行うことは、事務分掌に規定されておらず、地方公務員法第35条に規定されている職務に

現在は保護課職員による貸付金(現金)の取扱いはありません。

<p>専念する義務の違反を生じさせており、また、公金を資金として法的根拠等の無い貸付けを生活保護受給者に行い、その額を収入として差引くことなく生活保護費を支給していることは問題である。さらに、貸付金の管理及び現金の取扱いも非常に不適切であることから、直ちに、上記残高の不一致について十分調査を行なった上で、市職員による「奈良市民生金庫」の貸付業務の執行を取りやめられたい。</p>	
--	--

道路維持課（土木管理センターを含む。）

監査結果公表日 平成 31 年 3 月 28 日（奈良市監査委員告示第 6 号）

措置結果通知日 令和 3 年 3 月 22 日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>側溝等の土木施設修繕に係る関係書類を査閲したところ、執行科目は修繕料となっているが添付されている写真をみると、側溝に堆積した土砂の除去、清掃作業及び樹木の撤去といった業務内容であるものが見受けられた。</p> <p>これらは施設の修繕ではないため、適切な科目で執行されたい。</p>	<p>指摘のあった業務内容を適切な科目で執行するため、新たに「浚渫委託料」の科目を令和 2 年度予算から設定し、各々適切な科目で執行しています。</p>

まち美化推進課

監査結果公表日 平成 31 年 3 月 28 日（奈良市監査委員告示第 6 号）

措置結果通知日 令和 3 年 3 月 22 日

[監査の結果]	[措置の内容]
<p>公用車（業務用車）の使用については、奈良市公用車管理規則第 18 条において、運転報告書を作成し公用車管理者に提出しなければならないと規定されているが、公用車管理者である課長に提出され、確認を受けた証跡が全く無い車両や、運転報告書自体が作成されていない車両も見受けられた。</p> <p>また、運転報告書と給油伝票とを照合したところ、運転報告書への給油量の記入漏れや、本</p>	<p>令和 2 年 4 月から、まち美化推進課所管の全車両において漏れなく運転報告書を作成し、車両使用及び給油の都度記入し、課長による確認を行うように改めました。</p> <p>燃料補給についても、必ず職員が行うように改めました。</p>

来職員が行うべき燃料補給を修繕業者が行った上、給油伝票にもサインしている事例が散見された。

奈良市公用車管理規則に則り、運転報告書を漏れなく作成するとともに、必要事項を確実に記載し、公用車管理者による確認を行われない。また、燃料補給は修繕業者に行わせることなく、職員が行うよう改められたい。

奈良市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定により、包括外部監査人福竹徹から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、別添のとおり公表します。

令和3年3月31日

奈良市監査委員	東	口	喜代一
同	中	本	勝
同	山	本	憲 宥
同	伊	藤	剛

公營企業

奈良市企業局告示第6号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、令和3年3月1日から2週間、奈良市企業局事業部下水道事業課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月1日

奈良市公営企業管理者 池田 修

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

令和3年3月15日

下水を排除及び下水を処理すべき区域	排水施設の位置	排水施設の合流式又は分流式の別	終末処理場の位置及び名称
中山町1763 他3筆	①	分流	大和郡山市額田部南町160 奈良県浄化センター
法華寺町1094-1	②	分流	
佐紀町14-1	③	分流	
中山町1062、1063合 併1の一部	④	分流	
三条大路二丁目566-2	⑤	分流	
北永井町390-1 他1 筆	⑥	分流	

奈良市企業局告示第7号

農業集落排水事業の供用及び汚水の処理を開始するので、奈良市農業集落排水処理施設条例（平成12年奈良市条例第43号）第4条の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、令和3年3月1日から2週間、奈良市企業局事業部下水道事業課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月1日

奈良市公営企業管理者 池田 修

農業集落排水の供用及び汚水の処理を開始する年月日

令和3年3月15日

汚水を排除及び汚水を処理すべき区域	排水施設の位置	排水施設の合流式又は分流式の別	終末処理場の位置及び名称
高樋町868	N①	分流	高樋町475-1 精華地区浄化センター

奈良市企業局告示第8号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示する。

令和3年3月12日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
マツシタ設備	代表 松下 直樹	大阪府泉佐野市上瓦屋820番地の 11	令和3年3月2日

令和3・4年度奈良市・奈良市企業局物品購入等入札参加資格審査申請要領（追加受付）を次のように定めます。

令和3年3月16日

奈良市公営企業管理者 池田 修

令和3・4年度
奈良市・奈良市企業局物品購入等入札参加資格審査申請要領（追加受付）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、令和3・4年度において、奈良市又は奈良市企業局が発注する物品の製造の請負、物件の買入れその他奈良市長又は奈良市公営企業管理者が定める契約等の入札・見積合せに参加する者に必要な資格及び申請方法を定めたので、入札・見積合せに参加しようとする方は、以下の要領により入札参加資格審査申請書（物品購入等）を提出してください。

1 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 奈良市の市・県民税（法人においては法人市民税）及び奈良市の固定資産税に係る滞納がないこと。市外業者においては所得税（法人においては法人税）及び奈良市の固定資産税に係る滞納がないこと。
- (3) 奈良市の国民健康保険料の滞納がないこと。
- (4) 法令等の規定により営業に関し免許、許可、登録、認可等を要する場合は、申請時において当該免許、許可、登録、認可等を受けていること。
- (5) 申請者から提出された別表第1に掲げる提出書類の審査によりその内容が適正と認められること。
- (6) 次のいずれにも該当しないもの
 - ア 役員等（法人にあっては役員、支配人及び支店又は営業所（常時物品購入等の契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員という。以下同じ。）である者。
 - イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。
 - ウ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している者。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している者。
 - オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

2 受付期間 令和3年4月1日（木）から令和4年9月30日（金）まで

3 申請方法 別表第1の書類をクリアーホルダー（A4）に入れ、**郵送申請**でのみ受け付けます。

※1 受付期間最終日までの消印有効とします。また、入札参加資格審査申請書受付票（受付時）、入札参加資格審査結果通知書及び電子入札利用者登録番号通知書を送付しますので、住所・業者名・担当者名を明記し84円切手を貼り付けた返信用封筒を**3通**同封してください。（それぞれに切手が必要です。）

※2 同受付票（原本）、結果通知書（原本）、番号通知書は申請業者へ送付します。行政書士等による代理申請において、代理人の方にも同受付票（写し）及び通知書（写し）の郵送を必要とする場合は、郵送先住所、氏名等を明記した返信用封筒をさらに2通同封してください。（切手が必要です。）

4 郵送先

〒630-8580
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市総務部契約課契約係

5 登録有効期間

入札参加資格審査結果通知日～令和5年3月31日

6 その他留意事項

- (1) 各証明書（写し）は、申請日以前3か月以内のものを提出してください。
- (2) 申請書等の記載内容を確認できない場合、又は提出書類が不足している場合には入札参加資格を保留します。
- (3) この登録制度について、審査後は業者名簿に登録されますが、直ちに発注があるという制度ではありません。
- (4) 提出書類の内容と事実が相違していることが後日に判明したときは、入札参加資格を取り消すことがあります。
- (5) 提出していただいた入札参加資格審査申請書内容は、奈良市情報公開条例に基づく非開示部分を除き公開します。

7 問い合わせ先

奈良市総務部契約課契約係 電話番号0742-34-4743（ダイヤルイン）
奈良市企業局経営企画課総務係 電話番号0742-34-5200（代表）

※申請書1通で、奈良市及び奈良市企業局への登録が可能です。

別表第1

提出書類

	書類の名称	提出書類		記載要領及び書類の説明
		法人	個人	
1	入札参加資格審査申請書 (第1号様式)	○	○	入札参加希望種目は別表第2の取扱種目一覧表より選択し記入してください。
2	入札参加資格審査申請調書 (第2号様式)	○	○	希望する業種の詳細を記入してください。
3	業者情報及び販売高調書 (第3号様式)	○	○	希望する業種の販売高等を記入してください。
4	契約実績調書 (第4号様式)	○	○	過去2年間の契約実績を記入してください。
5	取扱メーカー調書 (第5号様式)	△	△	代理店・特約店の場合は証明書を添付してください。
6	資格(技術)者等調書 (第6号様式)	△	△	営業に関し、免許・許可・登録・許可等を要する方は様式に記入のうえ、免許等の写しを添付してください。
	例一警備業法(昭和47年法律第117号)による認定・営業所設置届出、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)に基づく事業の登録、院内清掃認定書、消防設備士免状甲乙・点検資格者免状、電気工事士免状、毒物劇物一般販売登録票等			
7	委任状 (第7号様式)	△		権限を代理人(支店長・営業所長等)に委任される場合は提出してください。 (注)委任事項を限定するときは、委任事項中委任しない事項を抹消してください。また、追加事項があれば追加してください。
8	商業登記履歴事項全部証明書(写し可)	○		法務局が証明するもの
9	財務諸表の写し(直近2年度分)	○	○	法人の場合:貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写し 個人の場合:①青色申告の場合:所得税確定申告書の写し、青色申告決算書(貸借対照表、損益計算書)の写し ②白色申告の場合:所得税確定申告書の写し、収支内訳書の写し ※所得税確定申告書の写しは、個人番号(マイナンバー)の記載がないもの
10	納税証明書(写し可) *市内業者・準市内業者 ■市・県民税…当該年度と過去2年度分(法人は法人市民税) ■固定資産税…当該年度と過去2年度分(奈良市課税分) *市外業者 ■個人…所得税(その3又はその3の2) ■法人…法人税(その3又はその3の3) ■固定資産税…当該年度と過去2年度分(奈良市課税分)	○	○	市内業者・準市内業者 当該年度分と過去2年度分の市・県民税(法人においては法人市民税)及び固定資産税(奈良市で課税されている場合のみ) 入札参加資格審査申請時において当該年度が確定していない場合は、過去2年度分 市外業者 所得税(法人においては法人税)及び当該年度分と過去2年度分の固定資産税(奈良市で課税されている場合のみ) 入札参加資格審査申請時において当該年度分が確定していない場合は、過去2年度分
11	納付証明書(写し可) ■国民健康保険料…当該年度と過去2年度分(本市の国民健康保険料を賦課された者)		○	当該年度分と過去2年度分の国民健康保険料(国保年金課で証明) 入札参加資格審査申請時において当該年度分が確定していない場合は、過去2年度分
12	調査票	○	○	調査票と併せて該当する登録書等の写しを必ず添付してください。
13	誓約書	○	○	
14	入札参加資格審査申請書受付票 (第8号様式)	○	○	あらかじめ、商号又は名称を記入しておいてください。
(注)	<ul style="list-style-type: none"> ○印は、必ず提出するもの。 △印は、必要なのみが提出するもの。 提出書類は、クリアーホルダー(A4)に入れて提出してください。 			

奈良市企業局告示第10号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第7条の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者から給水装置工事事業者の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示する。

令和3年3月16日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	届 出 日
西尾設備	代表者 西尾 博 明	奈良県吉野郡大淀町中増796番地 の1	令和3年3月15日

奈良市企業局告示第11号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示する。

令和3年3月18日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
株式会社 ウォータ ーサービス五木	代表取締役 福西 哲	奈良県葛城市當麻44番地3	令和3年3月10日

奈良市企業局告示第12号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示する。

令和3年3月31日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
株式会社 総合	代表取締役 福本 永成	大阪府豊中市清風荘1丁目12番2 号	令和2年12月18 日

奈良市企業局告示第13号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示する。

令和3年3月31日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
北門設備	北門 淳一	奈良県生駒郡三郷町立野南1丁目7番23号	令和3年3月26日

教育委員会

奈良市教育委員会告示第5号

令和3年3月臨時教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

令和3年3月2日

奈良市教育委員会
教育長 北谷 雅人

1 日 時

令和3年3月4日（木）
午後2時から

2 場 所

奈良市役所 北棟2階 第16会議室

3 会議に付すべき事案

議事

議案第44号 令和3年4月県費負担教職員の人事について

傍聴受付は、開催日の午後1時から午後1時50分までで、教育政策課にて行います。定員は5名で、定員になり次第締切させていただきます。

奈良市教育委員会告示第6号

令和3年3月臨時教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

令和3年3月25日

奈良市教育委員会

教育長 北谷 雅人

1 日時

令和3年3月25日（木）

午後2時30分から

2 場所

奈良市役所 北棟2階 第16会議室

3 会議に付すべき事案

議事

議案第56号 奈良市教育委員会事務局組織に関する規則の一部改正について

議案第57号 奈良市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について

議案第58号 任命権者間協議を要する職員の人事について

議案第59号 事務局内の教育職及び指導主事の人事について

議案第60号 学校等の用務員・給食調理員・自動車運転手の人事について

議案第61号 奈良市立幼稚園の人事について

傍聴受付は、開催日の午後1時30分から午後2時20分までで、教育政策課にて行います。定員は5名で、定員になり次第締切させていただきます。

奈良市教育委員会告示第7号

令和3年3月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

令和3年3月26日

奈良市教育委員会
教育長 北谷 雅人

1 日 時

令和3年3月26日（金）

午前10時から

2 場 所

奈良市役所 中央棟地下1階 地下会議室

3 会議に付すべき事案

教育長報告

- (1) 奈良市立一条高等学校教員の任用について
- (2) 市立幼稚園の再編方針の変更について

議事

- 議案第45号 奈良市教育振興基本計画の策定について
- 議案第46号 中学校区別実施計画「後期計画」の延長について
- 議案第47号 奈良市立一条高等学校の学科及び通学区域の再編について
- 議案第48号 奈良市立中学校通学区域の一部改正について
- 議案第49号 奈良市教育センター組織に関する規則の一部改正について
- 議案第50号 奈良市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について
- 議案第51号 奈良市立学校教職員の人事評価に関する苦情処理要綱の一部改正について
- 議案第52号 奈良市公民館運営審議会委員の任命について
- 議案第53号 奈良市指定文化財の指定について
- 議案第54号 奈良市立図書館管理規則の一部改正について
- 議案第55号 奈良市教職員分限懲戒審査委員会委員の委嘱について

協議事項

- (1) 「一条高等学校附属中学校の設置について～学校説明会について～」

その他報告事項

- (1) 奈良市立学校におけるいじめ事象について

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分まで、教育政策課にて行います。定員は5名で、定員になり次第締切させていただきます。

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第5号

令和3年3月1日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりです。

令和3年3月1日

奈良市選挙管理委員会
委員長 西久保 武志

50分の1の数	6,044 人
6分の1の数	50,365 人
3分の1の数	100,729 人

農業委員会

奈良市農業委員会告示第3号

奈良市農業委員会令和3年3月農業委員会総会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会総会会議規則(昭和32年奈良市農業委員会告示第3号)第2条第1項の規定により告示します。

令和3年3月5日

奈良市農業委員会長 巽 一孝

1 日時

令和3年3月12日(金) 午後1時30分

2 場所

奈良市法華寺町264番地1
企業局4階 大会議室

3 審議案件

・法令等に基づく事務関係

- (1) 農地法(昭和27年法律第229号)第3条、第4条、第5条に関する許可申請及び届出について
- (2) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- (3) 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について
- (4) 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第19条第3項に基づく農用地利用配分計画について
- (5) 農地法施行規則第29条第1号に該当する転用の届出について(2月専決処理分)
- (6) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について(2月専決処理分)
- (7) 水田利用転換届出について(2月専決処理分)
- (8) 許可申請の取下げについて(2月専決処理分)
- (9) 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明について
- (10) 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律(平成元年法律第58号)第3条第3項の規定による特定農地貸付けの承認について
- (11) 知事許可について(2月許可分)